



令和7年度碧南市企業防災力向上研修支援補助金

碧南市では、企業の役員等若しくは従業者、又は個人事業主若しくは個人事業主が雇用している従業者を消防団員として積極的に推薦する企業等に対する補助制度を制定しています。

この補助制度は、消防団員の訓練、災害現場への出動等が円滑に行われるような体制の構築及び消防団員への優遇措置の導入を促すとともに、企業の防災力を向上させることを目的としています。

1 交付の対象

(1) 企業

次のいずれにも該当する企業（法人格を有する団体（国又は地方公共団体が経営又は出資している法人は除く。）で収益事業を行うもの。）

(ア) 市内に工場又は事業所を有していること。

(イ) 市税の滞納がないこと。

(ウ) 碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、又は同条第2号に規定する暴力団員が役員でないこと、若しくは暴力団と密接な関係がないこと。

(エ) 次の要件のいずれにも該当する者が役員等として在職していること又は従業者を雇用していること。

（役員等）

a 令和5年4月1日、令和6年4月1日又は令和7年4月1日に入団する消防団員である者

b 交付申請時において、市内の工場又は事業所に勤務している者

（従業者）

a 令和5年4月1日、令和6年4月1日又は令和7年4月1日に入団する消防団員である者

b 交付申請時において、市内の工場又は事業所に勤務している者

c 期間の定めのない雇用期間で、かつ、一週間の所定労働時間が通常の労働者

と同程度である旨の労働契約を締結している者

- d 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する一般被保険者（一週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）である者

(2) 個人事業主

次のいずれにも該当する個人事業主（収益事業を行うもの。）

- (ア) 市内に工場又は事業所を有していること。
- (イ) 市税の滞納がないこと。
- (ウ) 碧南市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団と密接な関係がないこと。
- (エ) 次の要件のいずれにも該当する者が事業を行っていること又は従業者を雇用していること。

（事業主）

- a 令和5年4月1日、令和6年4月1日又は令和7年4月1日に入団する消防団員である者

- b 交付申請時において、市内で事業を営んでいる者

（従業者）

- a 令和5年4月1日、令和6年4月1日又は令和7年4月1日に入団する消防団員である者

- b 交付申請時において、該当する個人事業主のもとで市内で勤務している者

- c 期間の定めがない雇用で、かつ、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約を締結している者

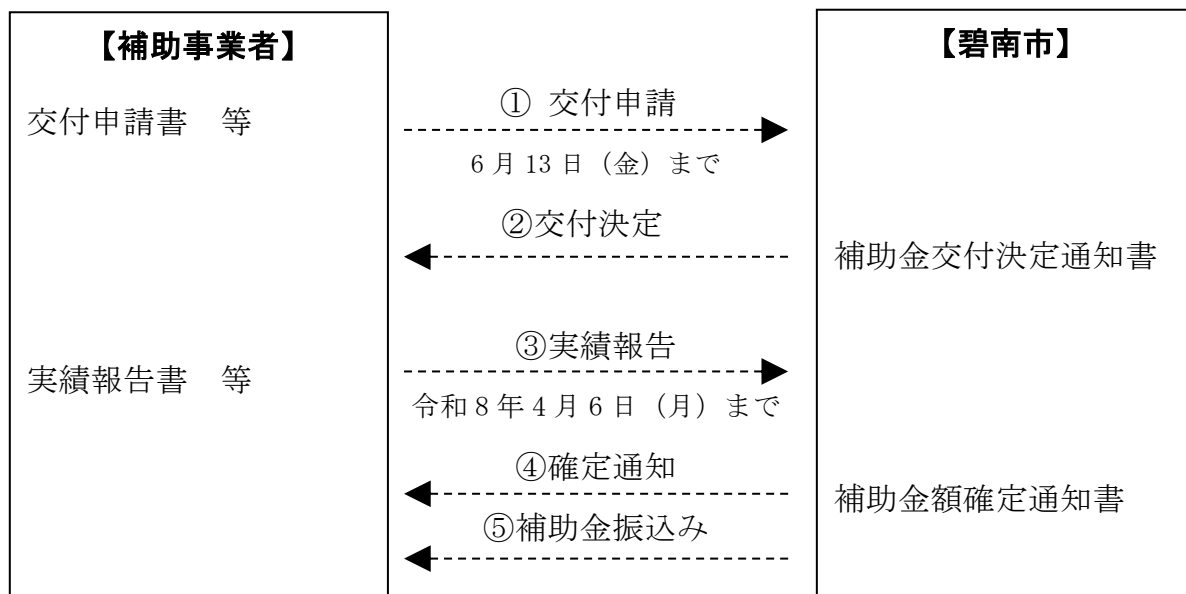
2 補助金の額

1人につき年15万円、最大3年間で45万円

※交付の対象に該当する者が、市内の工場又は事業所に勤務していない場合は補助金の交付対象にはなりません。

※交付条件として、交付の対象に該当する者が、令和7年度中に継続して在職していること、訓練及び出勤の実績が良好であること等があります。

3 補助金交付手続きの流れ



※交付条件を満たさない場合は、変更申請書の提出が必要となります。

4 Q&A

Q1 入団承諾書の時点では、碧南市の事業所であったが、4月1日に市外の事業所に配属となった場合は対象となるか？

A1 消防団員として継続可能な場合でも、補助金交付申請時に市内の工場又は事業所に勤務していないこととなりますので、対象とはなりません。

Q2 入団当初は、碧南市の事業所であったが、年度途中で市外の事業所に配属となった場合は対象となるか？

A2 消防団員として継続可能であり、補助金交付申請時に市内の工場又は事業所に勤務していれば、当該年度は対象となります。

Q3 補助金の対象となっている団員の活動実績が悪かった場合、補助金が交付されるかどうか？

A3 企業防災力向上の観点から、在籍する消防団の年度中の訓練や火災出動の実績が極めて悪い場合は補助金を交付することができません。

問合せ 碧南市危機管理課地域防災係

TEL：0566-95-9875